

時間外労働等改善助成金(団体推進コース)について

※職場意識改善助成金より改称

平成30年度予定額 426,440 千円

【助成概要】

3社以上で組織するやる気のある中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応等労働条件改善に向けて協議するための会議の開催、外部専門家によるコンサルティング、好事例の収集、普及啓発、セミナーの開催等労働時間短縮等労働条件改善に向けた生産性向上に資する取組に要した費用を助成

【助成対象】

会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、人材確保等のための費用等 労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費

【成果目標】

傘下企業のうち、1/2以上の企業について、時間外労働の削減等労働条件改善に向けた取組を行うこと。

【上限額】

上限額:500万円

都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は、上限1,000万円